

1 障害児・者への支援の根拠となる法令の考え方及びこれに基づく事業

《18歳未満の児童》

児童福祉法では「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように」との理念のもと、障害のある児童についても、**等しくその生活を保障され、愛護されながら、年齢や障害に応じた健やかな成長を促すという観点**から、福祉サービスもそれに即した形で組み立てられている。

放課後支援の主なサービス

目的：放課後などの余暇を活用して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進すること。

「放課後等デイサービス」（法定）	30事業所
地域生活支援事業	
「障害児タイムケアモデル事業」	12か所
「障害児・者日中一時支援事業」	17事業所

事業所数は平成27年3月1日現

これらのサービスを利用することにより、**ご家族の方の就労支援にも役立ってきている。**

児から者へライフステージに応じたサービス移行

《18歳以上》

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）では、「障害のある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように」との理念のもと、**障害のある方ご本人の地域における自立した生活を支援する観点**から、これに即したサービス体系となっている。

日中、生活介護等の通所施設に通われている場合の夕方支援の主なサービス

日中支援を行っている通所施設での延長対応	
地域生活支援事業	
「障害児・者日中一時支援事業」	17事業所
ご自宅への居宅介護や重度訪問介護事業所からのヘルパー派遣	183事業所

事業所数は平成27年3月1日現在

2 生活介護事業所における延長支援の実施状況

○「延長支援実施調査」（平成24年度実施）

対象：生活介護事業所 39施設

結果：必要に応じて延長支援を行っている施設 25施設
うち、19時以降まで延長している施設 22施設

主な利用事由：**ご家族の通院や親の介護、ご兄弟の行事など、日常生活上の緊急的、単発的な事由に対応**
*ご家族の方の就労という常時のサービス提供ではない。

常時実施しない主な理由：

- 「現行の法定給付体系においては運営できない」
- 「常時延長対応する場合のローテーション勤務などの職員体制の確保が困難」
- 「日常的な支援が必要であれば代替サービスとしてヘルパーを紹介している」
- 「希望がない、または少ない」

○本年2月 生活介護事業所を運営している法人の代表者との意見交換
(障害福祉施設事業協会との意見交換会にて)
・現在も概ね同様の状況と対応を行っている。

3 願意に対する本市の考え方

○これまで、通所施設での延長対応や、「障害児・者日中一時支援事業」、居宅介護や重度訪問介護事業のホームヘルプサービスなどで、夕方支援ニーズへの一定の対応を図ってきている。

○その上で、女性の社会進出等と相まって**ご家族の方の就労支援としての「預かり」を求め新たなニーズが増えてきている**ものと認識している。

○一方では、生活介護事業者から、「福祉人材の確保が難しい」、または「給付の仕組みとしても運営が困難」などとの声が出ている状況のなか、**恒常的なローテーション勤務の実施には多くの課題**があると捉えている。

○また、「障害のある方個人としての尊厳にふさわしい日常生活」という法の理念に照らした場合、18歳以上の青年を日常的に長時間同一の場所に留めることについては慎重な議論が求められる。

●今後、**ニーズやサービス事業者の実情等をしっかりと把握した上で、検証と必要な検討を行う。**

●障害のある方のニーズに合わせ、活用可能な複数のサービスをコーディネートして個々にあったケアプランを提案する**相談支援事業の充実**にも引き続き取り組んでいく。